

平成 26 年度 第 2 回債権管理・回収等検証委員会 議事要旨 (案)

1. 日 時 平成 27 年 1 月 19 日 (月) 13 : 00 ~ 15 : 00
2. 場 所 日本学生支援機構 市谷事務所 4 階 役員会議室
3. 議 事
 - (1) 奨学金事業関連報告
 - (2) プライスウォーターハウスクーパース株式会社による回収状況分析及び検証等結果報告
 - (3) 自由討議
 - (4) 次回日程について
4. 出席者
 - (◎委員) 50 音順
岩田委員 (委員長)、岡崎委員、木谷委員、佐原委員、鈴木委員、宗野委員
※欠席 渡辺委員
 - (○機構)
甲野理事、石矢奨学事業本部長、鮫島債権管理部長、藤森奨学金事業部次長、金井債権管理部次長
(□文部科学省)
渡辺学生・留学生課長 ※途中退出
 - (△分析業務受託業者)
プライスウォーターハウスクーパース株式会社 (以下、PwC)
5. 議事概要
 - (1) 奨学金事業関連報告について
 - ◎ : 平成 27 年度予算案における有利子貸与事業の財源に占める返還金が 4,796 億円、約 60% であるとの説明があったが、平成 26 年度においては 4,420 億円、約 50% にとどまる。来年度予算案において返還金が約 10% 増となる理由を説明してほしい。
 - : 過去に拡大した有利子奨学金事業に係る返還金が増加するためである。
 - ◎ : 返還シミュレーションの改修について、進捗はどのような状況か。
 - : 予算の制約により着手には至っていないが、スカラネット・パーソナルの機能拡充と併せて整理し、将来の返還に関する情報提供の在り方という見地から検討を進めていきたい。
 - (2) 回収状況分析及び検証等結果報告について
【昨年度における回収状況分析について】
 - ◎ : 各種指標の達成見込について、昨年度実施した分析における予測は的中したのか。予測と結果に差異が見られるのならば、それは統計的に意味のある差異と言えるのか、要因の分析が必要である。今年度の分析における予測の信頼性にも影響する。
 - △ : 今後分析して次回の委員会にて報告する。

【回収状況分析の経年比較について】

- ◎：返還開始から 1 年後における延滞 3 月以上の債権の構成比率に関する PwC の分析について、過去 3 年分で見ると総じて改善しているとの報告がある。ただ、内訳について細かく見ると、例えば機関保証債権の第一種のように、平成 24 年度より悪化している部分もある。比較する対象及び時点に関して、平成 23 年度における当該部分の延滞率が異常に高かったのか、あるいは平成 24 年度における当該部分の延滞率が異常に低かったのかといった所見およびその要因を説明してほしい。
- △：具体的な要因について検討中であるが、特定には至っていない。
- ◎：支払督促申立予告に対する反応率についても同様である。すなわち、平成 23 年度の反応率は平成 22 年度より改善したものの、平成 24 年度の反応率は平成 23 年度より悪化している。この点についての要因も説明してほしい。
- △：支払督促申立予告に対する反応率については、その前段階に位置づけられる回収委託の状況が要因として考えられる。回収委託の実績が良ければ、支払督促申立予告の効果は出づらくなる。
- ◎：回収委託について大きな制度変更があったのならばともかく、そうでないのならば、他に何かしらの理由があるはずである。特に、景気が良くなっているのにも関わらず実績が悪化している部分があるのであれば、これは由々しき問題である。
- △：昨年度における分析のとおり、回収委託については、平成 24 年度における実績が平成 23 年度に比べて改善している。回収委託に関して大きな制度変更はないと承知しているものの、回収委託段階での改善が支払督促申立予告に対する反応率を下押しする要因になったと考える。

【就職率・内定率に係る分析について】

- ◎：就職率について、機構が独自に集計したデータはあるか。また、奨学金の返還開始に当たって、予め勤務先を報告するよう返還者に求める制度はあるのだろうか。
- ：返還者の勤務先について機構が独自に集計したデータはない。勤務先の把握については、振替口座（リレー口座）加入申込書に勤務先を記入する欄がある。このほか、勤務先変更届という様式がある。とはいえ、これらは勤務先を悉皆的に把握する制度ではない。
- ◎：返還者に対する属性調査を通じて勤務先を把握しているのではないか。
- ：属性調査については、正社員であるかパートタイマーであるかといった雇用形態を質問することどまっている。
- ◎：「大学、短期大学及び高等専門学校卒業者の 4 月 1 日現在の就職状況調査の推移」（文部科学省・厚生労働省）における就職率（以下、就職率）が 90% を超える高水準である一方、総回収率が 80% 台の水準にとどまるということは、就業し資力があるにも関わらず返還を怠る者が相当数存在することを示唆するのではないか。
- ◎：就職率の分子に当たる就職者について、不安定就労の状況にある者が含まれるのではないか。大学卒業者に占める無業者と不安定就労の状況にある者が併せて 15% 程度存在したと記憶している。そうすると、総回収率の水準と平仄が合うようにも思う。

- ◎：就職率の分母及び分子には、進学者が含まれないほか、就職を希望せずに進学もしなかった者も含まれないのではないか。進学者に加え、いわゆるニートがどのくらい含まれるのかといった視点も踏まえ内容の精査が必要である。この点を看過すると、就業状況について実態と離れた誤解を招くうえ、機構の施策に関する議論が誤った方向に進みかねない。
- △：機構の回収状況に関する実績値について、新規に返還開始となった債権の回収率は90%超であり、就職率の水準と平仄が合うのではないかと。また、就職率に関する記載については、時系列における改善傾向という動態を見ているため、就業状況や機構の施策に関する議論に対してミスリーディングになるとは必ずしも言えないのではないかと。
- ◎：時系列における改善傾向という点では妥当であるが、誤解を生ずる懸念があることは否定できない。また、不安定就労に係る計数については是非とも分析に加味してほしい。
- ：別の統計データを用いるのも一考である。
- ◎：就職率と機構の回収状況の関係に係る分析については、いわゆるニートを考慮すべきである。このような者の計数が明記されれば、回収率にネガティブに働く要因が明らかになる。就職率は、あくまでも就職を希望した者に占める就職者であるところ、積極的に就職活動を行ったにも関わらず就職できず、やがては就職を諦めニートの状況に陥った者が含まれないという解釈もありうるのではないかと。また、新規返還者の全員が希望通りに就職できた訳でもないだろう。説明が不足すると、就職率が良い一方で回収が滞っているとの誤解が生じかねない。このほか、就職3年以内の離職率といった指標も分析に有用であると思われる。社会全体として、就職率が改善する一方で不安定就労やニートも増えているという状況が認められるところ、回収状況に影響する外部要因を説明するに当たっては、就職率のみを示すのではなく、説明を補足する必要がある。
- ◎：就職率について、全ての学校が90%超の水準にある訳ではないだろう。また、そもそも全ての学生が卒業するとは限らず、退学・除籍となる者も存在する。退学・除籍となった者も奨学金を返還しなければいけないところ、こういった者からの回収は通常の返還者に比べ難しいと思われる。返還者の属性についての説明が不十分なまま、外部要因によって回収率が改善しているといった分析報告では物足りない印象。このほか、貸与基準や返還に対する意識といった要因も見過ごしてはならない。
- ◎：景気が良くても、例えば学生が学部とのミスマッチ等の理由で中退するような場合には回収率が悪化する事態が想定される。景気が良いにも関わらず回収率が改善しなかった場合には、機構が不当な批判に晒されることが懸念されること、回収率影響を及ぼすと思われる要因については、精査する必要がある。

【減額返還・猶予制度に係る分析について】

- ：減額返還・返還期限猶予制度の認知度及び返還期限猶予期間の上限延長に伴う影響の見極めは今後の課題である。現在、マイナンバー制度に基づく所得連動返還型奨学金制度を検討中であるが、回収状況等への影響も勘案して検討を進めていきたい。
- ◎：返還期限猶予の期間満了後に減額返還を利用する者の属性に係るデータはあるか。減額返還を知らなかったため猶予を利用していただけなのか、あるいは返還期限猶予の期間満了の時点で減額返還が可

能な程度の状況になったということなのだろうか。減額返還が可能であるにも関わらず猶予を利用していたという事実が見られるのならば、それは制度の周知が不足しているということの補強証拠になる。

△：そのような調査は行われておらず、データが存在しない。

◎：減額返還時及び返還期限猶予の期間満了後の入金方法について説明してほしい。

○：減額返還においては、振替口座（リレー口座）を継続して用いる。返還期限猶予期間満了後においては、猶予切れ通知の発送時に振替口座（リレー口座）加入用紙を同封し、振替口座（リレー口座）の再登録を指導している。

【サービサーへの回収委託に係る分析について】

◎：回収委託に係る試行的取組に関係して、以前の委員会において連帯保証人宛に強い督促を行うよう試行するとの話があったと記憶しているが、実施状況はどうか。

○：未だ着手には至っていない。本件における試行的取組とは別立てで現在検討中である。

◎：貸与終了から期間が経過すると、特にその間に猶予が利用されたりすると、返還者本人において返還に対する意識が希薄化する。連帯保証人や保証人においては、一層そういった状況に陥りやすい。連帯保証人や保証人、特に保証人に対しては、機会を捉えて返還を働きかけていく取組みが必要である。具体的には、返還者本人が返還を怠っていること、このままでは法的処理の対象になること、連帯保証人及び保証人にも請求が行われるおそれがあること、返還者本人に対して入金や猶予制度の利用を働きかけることが重要であること、といった事項を連帯保証人や保証人に通知するのがよい。

○：連帯保証人・保証人に強い督促を行うことにより、クレームに近い反応が多く生ずることも想定される。督促の実施に当たっては、それらに対応する体制の整備と合わせて検討を進めたい。

【その他】

◎：個人情報情報機関への登録について、新社会人には重い負担であるとの印象。

○：新規返還者については、返還開始後6ヶ月間は登録を猶予するといった仕組みを設けることで配慮している。なお、個人情報情報の登録を行うようになってから、3月以上の延滞債権の状況は大きく改善した。

以上